

全建労発第 71号
平成27年10月16日

各都道府県建設業協会会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞
〔公印省略〕

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について

貴社いよいよご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、現場における更なる周知徹底を図るため、新労務単価の対象となっている国土交通省直轄工事の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けたポスターの掲示を要請する取組を引き続き行うとともに、地方公共団体に対しても同様の取組を要請しております。

貴協会におかれましても、会員企業に対して、本取組の趣旨を踏まえ、発注者の要請に対し適切に対応するよう周知方お願いいたします。なお、本ポスターにつきましては、下記 URL よりダウンロードをすることができます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000081.html

以上

この現場は、新労務単価の対象です!

平成27年2月から、**新労務単価***が適用になりました。

行政と建設業界は今、現場の職人さんの

● **適切な賃金水準** ● **社会保険等への加入の徹底**に
結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人さんが報われるために。

新労務単価は、**都道府県ごと・職種ごと**に設定されています。

※新労務単価についての詳しい内容は、国土交通省のホームページで確認できます。
【http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html】

建設業フォローアップ相談ダイヤル

「品確法の運用指針」や「新労務単価」など建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報をお聞かせください。

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 **10:00-12:00** **13:30-17:00**

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)